

	I o T推進室
--	----------

に、「農地・担い手対策課」を「農業担い手支援課」に、

産地・流通支援課	次世代園芸推進室
----------	----------

を

農業イノベーション推進課	
--------------	--

に、「地域農業推進課」を「農産物マーケティング戦略課」に改め、「豊かな海づくり大会推進室」を削る。

第8条の2の見出しを「（地域防災監又は地域防災企画監駐在所）」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第12条の2を第12条とする。

第16条第2号中「歴史的公文書」を「歴史公文書制度」に改め、同条第7号を削る。

第18条に次の1号を加える。

(13) 高知県ワークステーションに関する事。

第27条第8号中「全国消費実態調査」を「全国家計構造調査」に改める。

第28条第8号中「高知県土地開発基金」を「高知県県有建築物南海トラフ地震対策基金」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条第10号中「高知県災害対策本部」を「高知県災害対策本部、高知県豪雨災害対策推進本部」に改める。

第31条第14号から第16号までの規定中「に基づく取締り及び指導」を削る。

第32条第15号中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

(18) 全国知事会社会保障常任委員会に関する事（政策企画課及び地域福祉政策課の主管に属する事項を除く。）。

第33条第17号中「医療政策」を「医療政策及び医師確保」に改め、同条を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条の前に次の1号を加える。

(17) 自治医科大学に関する事。

第33条第15号を同条第16号とし、同条第3号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「救急医療、災害医療」を「へき地医療、救急医療」に改め、同条を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 医師の確保及び育成支援並びに医療従事者の勤務環境の改善に関する事。

第33条の2を削る。

第34条中第18号を第19号とし、第2号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 災害医療に関する事。

第39条第22号を同条第23号とし、同条第21号の次に次の1号を加える。

(22) 全国知事会社会保障常任委員会に関する事（政策企画課及び健康長寿政策課の主管に属する事項を除く。）。

第43条第5号中「結婚支援」を「出会い・結婚支援」に改める。

第45条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 県史編さんに関する事。

第51条第7号中「公益財団法人高知県体育協会」を「高知県スポーツ協会」に改め、同条第8号中「公益財団法人高知県スポーツ振興財団」を「高知県スポーツ振興財団」に改め、同条第10号から第13号までを次のように改める。

(10) 県民体育館に関する事。

(11) 武道館に関する事。

(12) 弓道場に関する事。

(13) 障害者スポーツセンターに関する事。

第54条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 高知県移住促進・人材確保センターに関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第65条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 事業承継に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第69条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 事業承継税制に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第73条中第11号を第13号とし、第2号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 働き方改革の推進に関する事。

(3) 外国人材の受入れ及び共生に関する事（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第76条第8号中「地域農業推進課」を「農産物マーケティング戦略課」に改め、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に関する事（環境農業推進課の主管に属する事項を除く。）。

第77条の見出しを「（農業担い手支援課）」に改め、同条中「農地・担い手対策課」を「農業担い手支援課」に改め、第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、同条の次に次の1号を加える。

(2) 農業経営基盤の強化促進に関する事（農業基盤課の所管に属する事項を除く。）。

第77条第9号を同条第3号とし、同条第10号から第12号までを6号ずつ繰り上げ、同条に次の4号を加える。

(7) 集落営農の推進に関する事。

(8) 中山間農業複合経営拠点の推進に関する事。

(9) 農業大学校に関する事。

(10) 農業担い手育成センターに関する事。

第80条第13号中「振興」を「生産」に改め、同条第15号中「農村生活の改善」を「担い手育成」に改め、同条第18号中「（平成26年法律第78号）」を削り、同条中第20号及び第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号を削る。

第81条の見出しを「（農業イノベーション推進課）」に改め、同条中「産地・流通支援課」を「農業イノベーション推進課」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 農業分野におけるA I及びI o Tの技術に関する事。

第82条の見出しを「（農産物マーケティング戦略課）」に改め、同条中「地域農業推進課」を「農産物マーケティング戦略課」に改め、第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号から第11号までを7号ずつ繰り上げ、同条に次の6号を加える。

(5) 農産物の輸出促進に関する事。

(6) 園芸農作物、米、茶及び畜産物の流通及び販売促進に関する事（生乳に関するものを除

く。)

(7) 6次産業化の推進に関すること。

(8) 農畜産物の加工の推進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。)

(9) 農畜産物の地産地消に関すること。

(10) 食農教育に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。)

第83条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 畜産の振興に関すること。

第83条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 生乳等の生産流通に関すること。

第84条に次の7号を加える。

(8) 農業振興地域の整備に関すること。

(9) 農村地域への産業の導入の促進等に関すること。

(10) 自作農財産の管理及び処分に関すること。

(11) 農地の利用調整及び調査に関すること。

(12) 農地転用許可に関すること。

(13) 農事調停及び和解の仲介に関すること。

(14) 農業経営基盤の強化促進に関すること（農業経営基盤強化促進事業に関するものに限る。)

第87条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 森林経営管理制度に関すること。

第90条の2中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 気候変動適応に関すること。

第91条の2第8号中「回収及び破壊」を「使用の合理化及び管理の適正化」に改め、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第92条第13号を削り、同条第14号を同条第13号とする。

第112条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第143条第4項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第3章第4節第2款の款名を次のように改める。

第2款 衛生環境研究所

第144条中「技術指導」を「技術指導並びに環境保全上必要な監視、測定検査、調査研究及び技術指導」に、「高知県衛生研究所（以下「衛生研究所」を「高知県衛生環境研究所（以下「衛生環境研究所」に改める。

第145条中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改め、第6号を第12号とし、第5号の次に次の6号を加える。

(6) 環境保全に係る監視、測定調査及び検査に関すること。

(7) 環境保全に係る研修及び試験研究に関すること。

(8) 環境保全関係者に対する技術指導等に関すること。

(9) 環境及び環境保全に関する情報の収集、解析及び提供に関すること。

(10) 高知県感染者情報センターに関すること。

(11) 高知県気候変動適応センターに関すること。

第146条中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 保健科学課

(2) 食品科学課

(3) 環境科学課

第147条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「生活科学課」を「食品科学課」に改め、同項第6号を削り、同項第5号中「飲料水、」を削り、同号を同項第6号とし、同項第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「（理化学的調査研究手法を用いるものに限る。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 食品及び飲料水の検査並びに臨床検査に関すること。

第147条第3項第12号中「生活科学」を「食品科学」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 環境科学課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 化学物質等による環境汚染に係る調査研究に関すること。

(2) 廃棄物及び土壌に関する調査研究に関すること。

(3) 大気環境調査に関すること。

(4) 騒音、振動及び悪臭に係る調査に関すること。

(5) 工場及び事業場の立入検査（監視測定を含む。）に関すること。

(6) 公共用水域の水質調査に関すること。

(7) 清流保全に係る調査に関すること。

(8) 環境事故等に関する危機管理及び行政依頼検査に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、環境保全に必要な調査研究に関すること。

(10) 環境保全関係者に対する前各号に掲げるものに係る技術指導に関すること。

第155条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第156条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

(3) 障害者に関する相談及び指導のうち、市町村等との連絡調整並びに市町村等に対する情報の提供及び専門的な技術援助に関すること。

(4) 障害者の心理学的及び職能的判定に関すること。

(5) 補装具の処方及び適合判定に関すること。

第156条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第162条中「第3項」を「第4項」に改める。

第163条中「課を」を「部を」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 企画調整部

(2) 保護部

(3) 地域相談部

(4) 初期対応部

(5) 心理支援部

第164条第1項中「企画調整課」を「企画調整部」に改め、同項第6号を削り、同条第3項中「児童虐待対応課」を「初期対応部」に改め、同項第1号中「被虐待児童」を「児童虐待の通告又は送致に係る児童」に改め、同項第4号中「の宣告」を「親権停止又は親権者の管理権喪失の審判」に、「解任」を「解任の請求」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「身体的、精神医学的及び心理学的な」を「医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の」に改め、同号を同項第6号とし、同項を同条第4項とし、同条第2項中「地域相談課」を「地域相談部」に改め、同項第1号中「被虐待児童を除く」を削り、同項第2号中「児童虐待相談を除く」を削り、同項第3号中「被虐待児童を除く」を削り、同項第4号中「被虐待児童を除く」を削り、「の宣告」を「親権停止又は親権者の管理権喪失の審判」に、「解任」を「解任の請求」に改め、同項第5号中「被虐

待児童を除く」を削り、「身体的、精神医学的及び心理学的な」を「医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童虐待の出頭要求、立入調査並びに臨検及び捜索並びに面会及び通信の制限に関すること（初期対応部の主管に属する事項を除く。）。
第164条第2項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(7) 里親及び養子縁組に関すること。
第164条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 保護部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1) 一時保護所の運営に関すること。
(2) 一時保護児童の生活指導、行動観察及び行動診断に関すること。
第164条に次の1項を加える。

- 5 心理支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1) 児童及びその家庭に関する心理学的な診断及び判定に関すること。
(2) 児童及びその保護者等に対する心理療法及びカウンセリング並びに助言指導に関すること。
(3) 巡回相談に関すること。
第3章第7節を次のように改める。

第7節 削除

第210条及び第211条 削除

第216条第1項中「試験研究」を「試験研究及び高知県病害虫防除所設置条例（昭和27年高知県条例第40号）により設置された高知県病害虫防除所（以下「病害虫防除所」という。）としての事務」に、「置く」を「置き、病害虫防除所の分掌事務に係る所管区域については、高知県全域とする」に改める。

- 第217条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
2 病害虫防除所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1) 植物の検疫に関すること。
(2) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）による防除（以下この項において「防除」という。）の企画に関すること。
(3) 市町村、農業者等が行う防除の指導及び協力に関すること。
(4) 病害虫の発生予察事業に関すること。
(5) 防除のための薬剤及び器具の保管並びに防除のための器具の修理に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、防除に関すること。
第3章第8節第3款を次のように改める。

第3款 削除

第229条及び第230条 削除

第244条第1項中第26号を第27号とし、第2号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
(2) 森林経営管理制度に関すること。
第244条第2項中「第19号及び第20号」を「第20号及び第21号」に改める。
第246条第1項中第24号を第25号とし、第3号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。
(3) 森林経営管理制度に関すること。
第3章第9節第4款の款名を削り、同節第3款中第247条及び第248条を次のように改める。

第247条及び第248条 削除

第301条第2項の表中

情報セキュリティ推進監	情報セキュリティ対策及び情報化政策の推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------------	--

を

法務監	条例、規則等の審査、条例の立案、法令等の解釈その他法制一般に関する事務のほか、公文書制度の立案並びに情報の公開及び個人情報保護に関する制度の運用に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督するとともに、これらの法務に関わる事項について全庁的に助言及び指導を行う。
情報セキュリティ推進監	情報セキュリティ対策及び情報化政策の推進に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に、

医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	---------------------------

を

医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域包括ケア推進監（総括）	地域包括ケアシステムの構築に関する事務を掌理し、各福祉保健所の地域包括ケア推進監及び地域包括ケア推進企画監を統括する。

に改める。
第303条第1項の表中
「副部長」
を
「副部長
法務監（総務部に限る。）」
に、
「医監（健康政策部に限る。）」
を
「医監（健康政策部に限る。）
地域包括ケア推進監（総括）（地域福祉部に限る。）」
に、「農地・担い手対策課」を「農業担い手支援課」に、「小作主事」を「専門技術員」に、

産地・流通支援課	プロジェクトマネージャー 専門技術員
地域農業推進課	専門技術員

を

農業イノベーション推進課	専門技術員
農産物マーケティング戦略課	プロジェクトマネージャー 専門技術員
農業基盤課	小作主事

に改め、同条第2項中「理事」を「、理事」に改める。

第304条第2項の表中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に、

高知県中央児童相談所	市町村支援専門監 次長 児童福祉司
------------	-------------------------

を

高知県中央児童相談所	市町村支援専門監 副所長 児童福祉司
------------	--------------------------

に、

林業大学校	副校長
環境研究センター	所長 次長

を

林業大学校	副校長 事務長
-------	------------

に改め、同条第3項中「必要に応じ」を「必要に応じ、」に改める。

第305条の表中「産地・流通支援課プロジェクトマネージャー」を「農産物マーケティング戦略課プロジェクトマネージャー」に、

療育福祉センター副参事	高知県幡多児童相談所長
-------------	-------------

を

療育福祉センター副参事	高知県中央児童相談所長 高知県幡多児童相談所長
-------------	----------------------------

に、「高知県幡多児童相談所の職員」を「高知県中央児童相談所及び高知県幡多児童相談所の職員のうちから療育福祉センター長が命じた者」に、

高知県中央児童相談所副参事	療育福祉センターのセンター長、副センター長及び事務局長 精神保健福祉センター所長
高知県中央児童相談所の職員	療育福祉センターの相談部長及び相談担当職員

を

高知県中央児童相談所副参事	精神保健福祉センター所長
---------------	--------------

に改め、

病害虫防除所の職員	農業技術センター次長
-----------	------------

を削る。

第306条の表高知県公文書開示審査会の項中「第15条の3及び第16条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定についての不服申立て」を「第15条の3第1項、第16条第1項及び第16条の2から第16条の8までの規定による開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求」に改め、「及び答申」を削り、「同条第2項」を「同条例第16条第2項」に改め、同表高知県個人情報保護審査会の項中「第33条の3及び第36条第1項の規定による個人情報の開示、訂正及び是正の請求に対する決定についての不服申立て」を「第33条の3第1項、第36条第1項及び第36条の2から第36条の8までの規定による開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに開示請求、訂正請求及び是正請求に係る不作為についての審査請求」に改め、「及び答申並びに同条第4項、第6項及び第7項の規定による不服申立人等からの意見の聴取等」を削り、同表高知県卸売市場審議会の項中「地域農業推進課」を「農産物マーケティング戦略課」に改め、同表高知県環境審議会の項中「林業環境政策課」を「環境共生課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

健康政策部医師確保・育成支援課	健康政策部医療政策課
農業振興部農地・担い手対策課	農業振興部農業担い手支援課
農業振興部産地・流通支援課	農業振興部農産物マーケティング戦略課

3 平成31年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる職に補せられている者で、別に辞令を

発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に勤務を命ぜられている所属において次の表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

中央児童相談所企画調整課のチーフ	中央児童相談所企画調整部のチーフ
中央児童相談所地域相談課のチーフ	中央児童相談所地域相談部のチーフ
中央児童相談所児童虐待対応課のチーフ	中央児童相談所初期対応部のチーフ

（高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部改正）

4 高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県衛生研究所、」を「高知県衛生環境研究所、」に、「高知県衛生研究所長」を「高知県衛生環境研究所長」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「高知県衛生研究所長」を「高知県衛生環境研究所長」に改める。

別記第5号様式中「高知県衛生研究所等」を「高知県衛生環境研究所等」に改める。

（高知県公衆衛生修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

5 高知県公衆衛生修学資金貸与条例施行規則（昭和41年高知県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第8条中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

（高知県食品衛生法施行細則の一部改正）

6 高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「高知県衛生研究所」を「高知県衛生環境研究所」に改める。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の3の表中

を

理事	知事の特命事項
理事	知事の特命事項
法務監	条例、規則等の審査、条例の立案、法令等の解釈その他法制一般に関する事務のほか、公文書制度の立案並びに情報の公開及び個人情報保護に関する制度の運用に関する事務

に、

スポーツ振興監	スポーツに関する事務
地域防災監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの

を

地域防災監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
地域包括ケア推進監（総括）	地域包括ケアシステムの構築に関する事務
スポーツ振興監	スポーツに関する事務

に改める。

別表第1の3の(4)のイの項中「理事」を「理事、法務監及び地域包括ケア推進監（総括）」に改め、同表の3の(5)の項中「短縮及び育児又は介護を行う職員の」を「短縮等及び」に改め、同表の3の(9)のイの項、3の(10)のウの項及び3の(12)のアの(ウ)の項中「理事」を「理事、法務監及び地域包括ケア推進監（総括）」に改め、同表備考3中「スポーツ振興監、地域防災監」を「地域防災監、スポーツ振興監」に改める。

別表第2の12の項中「短縮及び育児又は介護を行う職員の」を「短縮等及び」に改め、同表の29の項及び30の項中「1億円」を「1億2,500万円」に改め、同表の35の項中「2,000万円」を「2,500万円」に改め、同表備考2中「総務課長、」を「総務課長、総務課課長補佐、」に、「総務課長及び」を「総務課課長補佐及び」に改め、同表備考16を削り、同表備考17を同表備考16とし、同表備考18を同表備考17とし、同表備考19を同表備考18とし、同表備考20を同表備考19とし、同表備考21を同表備考20とする。

別表第3の1の(10)の表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			
電子計算	(1) 電子計算機の運営に				○					

業の廃止の届出の受理 (法第64条)																				
(12) 老人福祉センターの 事業の開始、届出事項の 変更及び事業の廃止の届 出の受理 (法第69条)									○											

別表第3の4の(2)の表5の(9)の項を同表の4の(2)の表5の(10)の項とし、同表の4の(2)の表5の(8)の項の次に次のように加える。

(9) 軽費老人ホームの事 業の開始及び届出事項の 変更の届出の受理 (法第 62条第1項及び第63条第 1項)									○											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表8の(29)の項を削り、同表の4の(2)の表8の(30)の項中「旧法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この項において「旧法」という。）」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(29)の項とし、同表の4の(2)の表中8の(31)の項を8の(30)の項とし、8の(32)の項を8の(31)の項とし、8の(33)の項を8の(32)の項とし、8の(34)の項を8の(33)の項とし、8の(35)の項を8の(34)の項とし、8の(36)の項を8の(35)の項とし、8の(37)の項を8の(36)の項とし、8の(38)の項を8の(37)の項とし、8の(39)の項を8の(38)の項とし、同表の4の(2)の表8の(40)の項中「(39)」を「(38)」に改め、同項を同表の4の(2)の表8の(39)の項とし、同表の4の(3)の表2の(1)のアの項、2の(12)の項及び2の(14)の項中「（高知県中央児童相談所にあつては、副参事の職を兼ねる高知県立療育福祉センター長が専決することができる。）」を削り、同表の4の(3)の表2の(18)の項中「児童相談所長」を「〃」に改め、同表の4の(3)の表3の(1)のアの項中「高知県幡多児童相談所長」を「児童相談所長」に改め、同表の4の(5)の表6の(1)の項中「（定款に記載された基本財産の処分及び担保に供する場合の承認を含む。）（法第32条）」を「（法第31条第1項）」に改め、同表の4の(7)の表8の(6)の項を次のように改める。

(6) 介護医療院の開設者 等に対する報告及び帳簿 書類の提出等の命令、出 頭の要求並びに質問及び 立入検査 (法第114条の 2第1項)									○											〃
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の4の(7)の表10の(1)の項中「関係する課長」を「〃」に改め、同表の8の(1)の表1の(2)の項中「管財課長
関係する部局長」
を

「関係する部局長
管財課長
」
に改め、同表の8の(1)の表1の(6)の項中
「人事課長
管財課長
関係する部局長」
を
「関係する部局長
管財課長
」
に改め、同表の8の(2)の表9の(1)の項中「高知県工業技術センター所長」を「〃」に改め、同表の8の(3)の表13の項を次のように改める。

13 中小企 業にお ける経 営の承 認の円 滑化に 関する 法律 (平成20 年法律第 33号。以 下「法」 という。) に関する 事務	(1) 中小企業者の認定 (法第12条第1項及び中 小企業における経営の承 認の円滑化に関する法律 施行令（平成20年政令第 245号）第2条)								○												
	(2) (1)の認定の取消し (中小企業における経営 の承認の円滑化に関する 法律施行規則（平成21年 経済産業省令第22号。以 下この項において「省 令」という。）第9条第 1項から第9項まで及び 第14項から第17項まで)								○												
	(3) 第一種特別贈与認定 中小企業者等からの報告 の受理（省令第12条第1 項、第3項、第5項、第 7項、第9項から第11項 まで、第14項から第31項 まで、第33項、第35項及 び第36項）									○											
	(4) 第一種経営承継贈与 者等の相続が開始した場 合の確認（省令第13条第 1項、第3項から第6項 まで、第8項、第9項及 び第11項）									○											

(5) (4)の確認の取消し (省令第13条第13項)			○							
(6) 災害等により被害を受けた中小企業者に対する確認 (省令第13条の2第1項及び第3項)				○						
(7) (6)の確認の取消し (省令第13条の2第5項)			○							
(8) 中小企業者に対する指導及び助言 (法第15条第1項及び中小企業における経営の承認の円滑化に関する法律施行令第2条)				○						
(9) (8)の指導及び助言に係る中小企業者に対する確認 (省令第17条第1項)				○						
(10) (9)の確認を受けた中小企業者に対する変更の確認 (省令第18条第1項から第4項まで、第7項及び第8項)				○						
(11) (9)の確認及び(10)の変更の確認の取消し (省令第19条第1項及び第2項)			○							
(12) 特定承認計画に係る報告の受理及び確認 (省令第20条第1項、第2項及び第8項から第13項まで)				○						
(13) (1)から(12)までの事項以外の法に関すること。				○						

別表第3の8の(5)の表5の(2)の項中「減免」を「減免に関すること。」に、「第6条及び」を「第6条並びに」に、「第18条」を「第18条第2項及び第3項」に改め、同第3の9の(1)の表1の項及び2の項を次のように改める。

1 旅行業法 (昭和27年法律第239号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 旅行業及び旅行者代理業並びに旅行サービス手配業の登録 (法第3条及び第23条並びに旅行業法施行令 (昭和46年政令第338号。以下この項において「政令」という。) 第5条第1項、第2項及び第5項)				○					
	(2) 旅行業及び旅行者代理業並びに旅行サービス手配業者に対する業務改善命令 (法第18条の3第1項及び第36条並びに政令第5条第1項、第2項及び第5項)				○					
	(3) 旅行業及び旅行者代理業並びに旅行サービス手配業者に対する業務停止命令及び登録の取消し (法第19条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項並びに政令第5条第1項、第2項及び第5項)				○					
	(4) 旅行業及び旅行者代理業並びに旅行サービス手配業者の登録の抹消 (法第20条第1項及び第2項並びに第38条並びに政令第5条第1項、第2項及び第5項)				○					
	(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。					○				
2 通訳案内士	(1) 全国通訳案内士の登				○					

内 士 法 (昭和24 年法律第 210号。 以下この 項におい て「法」 という。) に関する 事務	録等（法第18条及び第21 条）																			
	(2) 地域通訳案内士の登 録等（法第57条において 読み替えて準用する法第 18条及び第21条）									○										
	(3) (1)及び(2)の事項 以外の法に関すること。										○									

別表第3の9の(2)の表1の項を次のように改める。

1 高知県 立足摺海 洋館に関 する事務	(1) 休館日の変更等（高 知県立足摺海洋館の設置 及び管理に関する条例 （昭和49年高知県条例第 46号。以下この項におい て「条例」という。）第 2条ただし書）									○										
	(2) 利用時間の変更（高 知県立足摺海洋館の設置 及び管理に関する条例施 行規則（昭和50年高知県 規則第15号）第2条第2 項）										○									
	(3) 資料等の館外での利 用の承認（条例第3条）											○								
	(4) 利用料金の減免及び 還付の要件の承認（条例 第5条及び第6条ただし 書）										○									
	(5) 入場料の額の決定 （高知県立足摺海洋館の 設置及び管理に関する条 例施行規則第6条）										○									財政課 長
	(6) 利用料金及び入場料 を9割に相当する金額と する者を定めること。 （条例第6条の3第2											○								”

	号)																			
	(7) 資料等、施設、設備 等の損傷及び滅失による 損害の認定（条例第7 条）										○									
	(8) (1)から(7)までの 事項以外の高知県立足摺 海洋館に関すること。											○								

別表第3の10の(1)の表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考											
		知 事	専決権者				受 任 者													
			副 知 事	部 局 長	副 部 長 等	課 長				課 長 補 佐 等	所 長	所 長								
1 高知県 農林業基 本対策審 議会条例 （昭和36 年高知県 条例第36 号）に関 する事務	高知県農林業基本対策審 議会の庶務						○													
2 農業の 有する多 面的機能 の発揮の 促進に関 する法律 （平成26 年法律第 78号。以 下この項	(1) 農業の有する多面的 機能の発揮の促進に関す る基本方針の策定及び変 更（法第5条第1項及び 第5項） (2) (1)の事項以外の法 に関すること。						○													

において「法」という。)に関する事務																			
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(2)中「農地・担い手対策課」を「農業担い手支援課」に改め、同表の10の(2)の表中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、5の項を2の項とし、同項の次に次のように加える。

3 高知県立農業大学校に関する事務	(1) 授業料及び受講料の減免に関すること。(高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年高知県条例第3号)第7条並びに高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年高知県規則第11号。以下この項において「規則」という。)第23条第2項及び第3項)					○														
	(2) 入校手数料等の還付(高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第8条ただし書及び規則第24条)					○														
	(3) 研修教育の科目及び時間数の承認(規則第3条)					○														
	(4) 入校試験を受ける者が高等学校を卒業した者等と同等以上の学力を有することの認定(規則第7条第3号)									○										高知県立農業大学校長
	(5) 高知県立農業大学校の管理に関する事項の承認(規則第25条)						○													
	(6) (1)から(5)までの						○													

	事項以外の高知県立農業大学校に関すること。																		
4 高知県立農業担い手育成センターに関する事務	(1) 研修料の減免に関すること。(高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例(平成26年高知県条例第4号。以下この項において「条例」という。)第5条及び高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成26年高知県規則第32号。以下この項において「規則」という。)第6条)					○													
	(2) 研修料の還付(条例第6条ただし書)					○													
	(3) 施設、設備、備品等の損傷及び滅失による損害の認定(条例第8条)					○													
	(4) 研修部門の研修内容の決定(規則第3条第1項第7号)					○													
	(5) 研修部門の科目、時間数等の承認(規則第3条第2項)					○													
	(6) 研修申込書の承認(規則第4条第1項)					○													
	(7) 高知県立農業担い手育成センターの管理に関する事項の決定(規則第8条)					○													
	(8) (1)から(7)までの事項以外の高知県立農業担い手育成センターに関すること。					○													

別表第3の10の(4)の表4の(1)の項中「第12条の2第2項」を「第26条第2項」に改め、同表の10の(4)の表中10の項及び11の項を削り、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、同表の10の(5)を次のように改める。

(5) 農産物マーケティング戦略課

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者					受任者			
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等				所長
1 卸売市場法 (昭和46年法律第35号。以下この項において「法」という。) 及び高知県卸売市場条例 (昭和46年高知県条例第39号。以下この項において「条例」という。) に関する事務 (生鮮水産物及びその加工品を取り扱う市場並び	(1) 中央卸売市場整備計画の策定及び変更並びに中央卸売市場の開設区域の指定及び変更に係る農林水産大臣からの協議 (法第5条第3項及び同条第5項において準用する同条第3項並びに第7条第2項及び同条第3項において準用する同条第2項)		○						畜産振興課長 水産振興部長 水産流通課長	合議先は、卸売市場の取扱目による。	
	(2) 高知県卸売市場整備計画の策定及び変更 (法第6条)		○						〃	〃	
	(3) 地方卸売市場の開設及び廃止並びに卸売業務の許可等 (法第55条、第57条、第58条第1項、第59条及び第60条)		○							〃	〃
	(4) 地方卸売市場の開設の許可及び卸売業務の許可の取消し等 (法第65条第1項及び第2項)		○							〃	〃

に肉類及びその加工品を取り扱う市場に係るものを除く。)	(5) 事業の譲渡し及び譲受け、法人の合併及び分割並びに相続による開設者等の地位の承継の認可 (条例第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項)		○							〃	〃
	(6) (1)から(5)までの事項以外の法及び条例に関すること。						○			畜産振興課長 水産流通課長	〃
2 食品表示法 (以下この項において「法」という。) に関する事務 (畜産振興課及び水産流通課が所掌する事項を除く。)	(1) 食品関連事業者に対する指示 (法第6条第1項並びに第15条第4項及び第5項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令 (以下この項において「政令」という。) 第5条第1項第1号及び第2項並びに第6条第1項第1号及び第2項)		○								
	(2) (1)の指示を受けた者に対する措置命令 (法第6条第5項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第6条第1項第2号及び第2項)		○								
	(3) (1)の指示及び(2)の措置命令に係る公表 (法第7条並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第1号及び第2項並びに第6条第1項第1号及び第2号並びに第2項)		○								
	(4) 食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 (法第8条第1項及び第2項並びに		○								

<p>第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第2号及び第2項並びに第6条第1項第3号及び第2項)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(平成21年政令第261号。以下この項において「政令」という。)に関する事務																				
5 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 野菜指定産地の指定、区域の変更及び指定の解除に係る農林水産大臣への意見の具申(法第4条第4項並びに第6条第3項及び第7条第2項において準用する法第4条第4項)		○																	
	(2) 野菜指定産地の指定に係る農林水産大臣への申出(法第5条)		○																	
	(3) 生産出荷近代化計画の樹立(法第8条第1項)		○																	
	(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。					○														
6 特定野菜等供給産地育成価格差補	(1) 野菜の価格安定事業が対象とする野菜・産地・市場群の選定、区域の変更及び産地の解除に関		○																	

給事業等野菜の価格安定事業に関する事務(野菜生産出荷安定法に関する事務を除く。)	すること。																			
	(2) (1)の事項以外の野菜の価格安定事業に関すること。						○													

別表第3の10の(6)を削り、同表の10の(7)の表3の項中「関する事務」を「関する事務(農産物マーケティング戦略課が所掌する事項を除く。)」に改め、同表の10の(7)の表11の項を次のように改める。

11 食品表示法(以下この項において「法」という。)に関する事務(農産物マーケティング戦略課及び水産流通課が所掌する事項を除く。)	(1) 食品関連事業者に対する指示(法第6条第1項並びに第15条第4項及び第5項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(以下この項において「政令」という。)第5条第1項第1号及び第2項並びに第6条第1項第1号及び第2項)						○													
	(2) (1)の指示を受けた者に対する措置命令(法第6条第5項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第6条第1項第2号及び第2項)						○													
	(3) (1)の指示及び(2)の措置命令に係る公表(法第7条並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第1号及び第2項並びに第6条第1項第1号及び第2号並びに第2項)							○												
	(4) 食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件							○												

の提出の要求（法第8条第1項及び第2項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第2号及び第2項並びに第6条第1項第3号及び第2項）																			
(5) 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求（法第8条第1項及び第2項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第3号及び第2項並びに第6条第1項第4号及び第2項）			○																
(6) 食品関連事業者及び食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査及び質問（法第8条第1項及び第2項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第4号及び第2項並びに第6条第1項第5号及び第2項）			○																
(7) 表示に関する申出の受付及び調査（法第12条第1項及び第3項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第5号及び第2項並びに第6条第1項第6号及び第2項）			○																
(8) (1)から(7)までの事項以外の法に関すること。（法第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第3項、第4項及び第						○													

7項並びに第6条第3項、第4項及び第7項)																			
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(7)の表13の項を次のように改める。

13 卸売市場法（以下この項において「法」という。）及び高知県卸売市場条例（以下この項において「条例」という。）に関する事務（肉類及びその加工品を取り扱う市場に係るものに限る。）	(1) 地方卸売市場の開設及び廃止並びに卸売業務の許可等（法第55条、第57条、第58条第1項、第59条及び第60条）									○									農産物マーケティング戦略課長	
	(2) 地方卸売市場の開設の許可及び卸売業務の許可の取消し等（法第65条第1項及び第2項）									○									〃	
	(3) 事業の譲渡し及び譲受け、法人の合併及び分割並びに相続による開設者等の地位の承継の認可（条例第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項）										○									〃
	(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。（市場に係るものに限る。）											○								〃

別表第3の10の(7)を同表の10の(6)とし、同表の10の(8)の表1の項を次のように改める。

1 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 土地改良長期計画の案の作成に係る農林水産大臣への意見の具申（法第4条の2第4項）										○								農業政策課長
	(2) 土地改良区の仮理事の選任及び役員選挙のための総会の招集（法第29条の4第1項）										○								
	(3) 県営土地改良事業計画の決定（法第87条の3第1項、第2項、第6項及び第7項）												○						農業振興センター所長

(4) 緊急耐震工事計画の決定 (法第87条の4第1項、第2項及び第4項)									○											〃
(5) (3)の県営土地改良事業計画及び(4)の緊急耐震工事計画の変更 (法第88条第15項、第16項、第18項及び第19項)									○											〃
(6) 県営土地改良事業によって生じた土地改良施設の管理の委託 (法第94条の10第1項)									○											
(7) 土地改良区等に対する報告の徴収及び検査 (軽易なものに限る。) (法第132条第1項)									○											農業振興センター所長
(8) 土地改良区に対する解散命令 (法第135条第1項)									○											
(9) 土地改良区における決議、選挙等及び会議の議決の取消し (法第136条)									○											
(10) (1)から(9)までの事項以外の法に関する事									○											課長が必要がると認めるものについては、農業政策課長に合議する。

別表第3の10の(8)の表中6の項を9の項とし、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 農地法	農地及び採草牧草地につ								○											
-------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(昭和27年法律第229号)に関する事務	いての転用等の許可その他の農地法に関する事																			
5 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 農業振興地域整備基本方針の作成 (法第4条第1項) (2) (1)の事項以外の法に関する事								○											
6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 (昭和46年法律第112号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 基本計画の作成 (法第4条第1項) (2) (1)の事項以外の法に関する事								○											

別表第3の10の(8)を同表の10の(7)とし、同表の11の(2)の表12の(1)の項中「減免」を「減免に関する事。」に改め、同表の11の(2)の表12の(4)の項中「決定」を「決定及び研修部門の定員を超えての受入れ」に改め、同表の11の(2)の表12の(11)の項を同表の11の(2)の表12の(12)の項とし、同表の11の(2)の表12の(10)の項の次に次のように加える。

(11) 高知県立林業大学校運営委員会に関する事									○											〃
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

	(5) 第一種フロン類充填回収業者の登録の取消し等（法第35条第1項）				○														
	(6) 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者及び第一種フロン類充填回収業者に対する指導及び助言（法第48条）					○													
	(7) 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者に対する勧告及び措置命令（法第49条）					○													
	(8) (1)から(7)までの事項以外の法に関すること。					○													

別表第3の11の(8)の表17の項を次のように改める。

17 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 指定調査機関の指定等及び当該指定の更新等（法第3条第1項及び第31条並びに第32条第1項及び同条第2項において準用する法第31条）					○													
	(2) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び当該確認の取消し（法第3条第1項ただし書及び第6項）					○													
	(3) 土壤汚染状況調査の結果の報告及び報告の内容の是正の命令（法第3条第4項）						○												

	(4) 土地の形質の変更の届出に係る当該土地の土壤汚染状況調査の命令及び結果の報告の命令（法第3条第8項及び第4条第3項）					○													
	(5) 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の土壤汚染状況調査の命令及び結果の報告の命令並びに当該土壤汚染状況調査の実施及び当該実施に係る公告（法第5条）					○													
	(6) 要措置区域の指定（その旨の公示を含む。）及び当該指定の解除（その旨の公示を含む。）（法第6条第1項及び第2項並びに同条第4項及び同条第5項において準用する同条第2項）					○													
	(7) 要措置区域内の土地所有者等又は土壤の汚染を生じさせる行為をした者に対する汚染除去等計画の作成及び提出の指示並びに提出の命令、実施措置の変更の命令（変更を命ずる期間の短縮及び短縮後の期間の通知を含む。）並びに実施措置を講ずべきことの命令並びに汚染の除去等の措置の実施及び当該実施に係る公告（法第7条第1項、第2項、第4項、第5項、第8項及び第10項）					○													
	(8) 形質変更時要届出区域の指定（その旨の公示					○													

	実施命令及び改善命令、適合措置命令並びに指定の取消し（法第36条第3項、第39条及び第42条）																			
(22)	指定調査機関に係る公示（法第43条）																			
(23)	土壌汚染状況調査に係る土地及び要措置区域等内の土地の所有者等に対する報告の徴収及び立入検査（法第54条第1項及び第3項から第5項まで）																			
(24)	(3)から(5)まで、(7)及び(10)の命令に伴う協議（法第55条）																			
(25)	関係行政機関の長等に対する資料の送付等の要求等（法第56条第2項）																			
(26)	基準不適合土壌が存在するおそれがないもの等と認められる土地の指定（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第25条第5号）																			
(27)	(1)から(26)までの事項以外の法に関すること。																			

別表第3の11の(8)の表に次のように加える。

19	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	(1) 都道府県分別収集促進計画の策定及び変更（法第9条第1項及び第5項）																		
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。																			

(平成7年法律第112号。以下この項において「法」という。)に関する事務																				
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の12の(4)の表1の項及び2の項を次のように改める。

1	卸売市場法（以下この項において「法」という。）及び高知県卸売市場条例（以下この項において「条例」という。）に関する事務（生鮮水産物及びその加工品を取り扱う市場に係るものに限る。）	(1) 地方卸売市場の開設及び廃止並びに卸売業務の許可等（法第55条、第57条、第58条第1項、第59条及び第60条）																			
		(2) 地方卸売市場の開設の許可及び卸売業務の許可の取消し等（法第65条第1項及び第2項）																			
		(3) 事業の譲渡し及び譲受け、法人の合併及び分割並びに相続による開設者等の地位の承継の認可（条例第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項）																			
		(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。																			
2	食品表示法（以下この項において「法」という。）	(1) 食品関連事業者に対する指示（法第6条第1項並びに第15条第4項及び第5項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政																			

訓 令

高知県訓令第4号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県法制審議会規程の一部改正）

第1条 高知県法制審議会規程（昭和36年12月高知県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部政策企画課長、法務課長」を「総務部法務監兼法務課長、政策企画課長」に改め、同条第2項中「総務部法務課長」を「総務部法務監兼法務課長」に改める。
（高知県処務規程の一部改正）

第2条 高知県処務規程（平成8年3月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第22条中「高知県衛生研究所長」を「高知県衛生環境研究所長」に改め、「高知県環境研究センター所長」を削る。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

第3条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「農業振興部地域農業推進課長」を「農業振興部農産物マーケティング戦略課長」に改める。

（高知県道路監理員規程の一部改正）

第4条 高知県道路監理員規程（昭和42年5月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「チーフ（道路保全担当）」を「チーフ（道路維持担当）、チーフ（道路保全担当）、チーフ（道路保全第一担当）、チーフ（道路保全第二担当）」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。